

別紙1-2

募集要項 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	i)	項目等	旧	新
1	14	7	1					立地条件等	事業予定地内への進入路の整備に際して、1m以上の切り土を行う場合、敷地面積の20%以上かつ1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。	事業予定地内への進入路の整備に際して、1m以上の切り土を行う場合、敷地面積の20%以上又は1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。

別紙1-5

要求水準書 新旧対照表

No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	i)	項目等	旧	新
1	○		8	1	6	(1)	ア	(キ)				前提条件	事業予定地内への進入路の整備に際して、1m以上の切り土を行う場合、敷地面積の20%以上かつ1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。	事業予定地内への進入路の整備に際して、1m以上の切り土を行う場合、敷地面積の20%以上又は1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。
2	○		30	2	2	(1)	タ		b			進入路及び擁壁の整備	進入路の整備に際して、切土をする高さが1m以上又は盛土をする高さが50cm以上の場合、敷地面積の20%以上かつ1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。	進入路の整備に際して、切土をする高さが1m以上又は盛土をする高さが50cm以上の場合、敷地面積の20%以上又は1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。
3	○		35	3	3	(3)	ア		a			各種申請業務	なお、事業予定地への進入路の整備に際して、切土をする高さが1m以上又は盛土をする高さが50cm以上の場合、敷地面積の20%以上かつ1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。	なお、事業予定地への進入路の整備に際して、切土をする高さが1m以上又は盛土をする高さが50cm以上の場合、敷地面積の20%以上又は1,000㎡以上であれば、開発行為に該当するため、開発許可が必要である。
4		22										配膳の状況について	—	資料22を新規で追加

別紙1-7

様式集(資格審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	項目等	旧	新
1					—	—

別紙1-8

様式集(提案審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	旧	新
1		I-1	2	(1)		割賦金利について	※契約に際しての基準金利は、施設引渡日の金融機関の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6ヶ月LIBORベースの(円/円)金利スワップレート10年ものとする。	※契約に際しての基準金利は、施設引渡日の金融機関の2営業日前の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6ヶ月LIBORベースの(円/円)金利スワップレート15年ものとする。

